

生活支援訪問サービス

きらりヘルパー事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社 Shine が開設するきらりヘルパー事業所（以下「事業所」という。）が行う指定生活支援訪問サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、訪問介護員研修の修了者等（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態若しくは事業対象者である高齢者（以下「要支援者等」という。）に対し、適正な指定生活支援訪問サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定生活支援訪問サービスの提供に当たっては、訪問介護員等は、要支援者等が可能な限りその居宅において、状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援（身体介護を除く。）を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 きらりヘルパー事業所
- ② 所在地 瀬戸市瘤木町73番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行う。

(2) 訪問事業責任者 1名以上

訪問事業責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・生活支援訪問サービス計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- ・訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員等 常勤換算2.5名以上

訪問介護員等は、指定生活支援訪問サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日（休日を含む。）及び12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 指定生活支援訪問サービスの内容は次のとおりとし、指定生活支援訪問サービスを提供した場合の利用料の額は、瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業の費用の額の算定に関する基準を定める

要綱上の額とし、指定生活支援訪問サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

① 生活援助

2 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業の実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

① 事業所の実施地域を越える地点から、片道1キロメートルあたり50円徴収する。

3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、瀬戸市の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（虐待防止のための措置）

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

② 虐待の防止のための指針を整備する。

③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。

④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営に関する重要事項）

第10条 事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3カ月以内

② 継続研修 年1回

2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。

3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社 Shine きらりヘルパー事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年 5月 1日から施行する。